

# 会 議 録

## 1 会議名

令和5年度第7回上越市地域公共交通活性化協議会

## 2 議題

### (1) 協議事項

議案第1号 浦川原区及び大島区における予約型コミュニティバスの運行計画について

議案第2号 令和6年4月に行うバス路線の再編について

議案第3号 令和5年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について

### (2) 報告事項

報告第1号 令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）の路線バス等の利用状況について

報告第2号 協議会予算の流用について

## 3 開催日時

令和5年12月25日（月） 午後1時30分から午後2時30分まで

## 4 開催場所

市役所 第一庁舎 4階 401会議室

## 5 傍聴人の数

なし

## 6 非公開の理由

なし

## 7 出席した人

委員：野上伊織、吉田勤（代理：吉田秀明）、桑原信之、藤山育郎、白石雅孝、牧野章一（代理：本間よし子）、渡邊正芳、折橋一禎、斎藤龍夫（代理：水野隆）、大島常寛、久須美賀通（代理：小林和則）、上原みゆき、小山修、土屋美暉子、山田一輝（代理：佐塚大志）、鴻江孝雄（代理：佐藤義明）、佐藤利夫、岡田雅美（代理：宮下孝）、増田連治、保坂哲、横野潔

事務局：池田課長、木南副課長、大熊主任、野沢主任、上野主事（交通政策課）

## 8 内容

### 1 開会

（事務局） （開会のあいさつ）

## 2 会長あいさつ

(野上会長)

委員の皆様におかれましては、年末のご多用の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

先週から市街地にもまとまった雪が降り始め、いよいよ冬本番となってまいりました。交通事業者の皆様におかれましては、引き続き雪などによる遅延や運休が発生しないように努めていただくとともに、発生した際には、迅速に利用者に情報提供を行うなど、適切な対応をお願いいたします。

さて、これまでご審議いただきました、第2次上越市総合公共交通計画・後期再編計画案につきましては、市議会12月定例会において審議いただいたところであります。この間、当協議会の委員の皆様からも様々なご意見をお寄せいただきましたことに、改めてお礼申し上げます。

今後は、来月10日から2月9日にかけて、パブリックコメントを行い、いただいたご意見を踏まえて計画案に必要な修正を加え、3月に予定する協議会で計画最終案をお示しする予定としております。

また、今月15日には、来年3月に実施される鉄道のダイヤ改正が発表され、北陸新幹線の敦賀延伸後のダイヤが明らかとなりました。延伸開業まであと3か月を切りましたが、今後は、関西・北陸方面へのアクセスが更に向上し、交流人口の拡大が期待されます。市としても、引き続き利用促進の取組を進めてまいりたいと考えております。なお、ダイヤ改正の概要につきましては、後ほど、各鉄道事業者の皆様からご報告いただく予定としております。一方、バスのダイヤ改正は4月を予定しておりますが、鉄道との接続の改善や、利用者・地域住民からの意見・要望を取り入れ、更に利便性が高まるようご配慮いただきたいと思います。

さて、本日の協議会は、協議事項3件、報告事項2件が提案されております。委員の皆様におかれましては、それぞれの立場から忌憚のない意見や提案を寄せていただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。本日もよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、会議の成立についてでございます。

本日、お手元に配布させていただきました委員名簿をご覧ください。

委員数24名に対しまして、出席委員数は代理出席による議決権のある方を含めまして21名です。よって、会則第8条第2項の規定による半数を超えておりますので、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、これから議案審議に移りますが、議長は会則第8条第1項の規定により、野上会長から務めていただきます。

(野上会長) しばらくの間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。  
初めに、協議事項についてであります。

### 3 協議事項

(野上会長) 次第の「3 協議事項」議案第1号「浦川原区及び大島区における予約型コミュニティバスの運行計画について」事務局から説明をお願いします。

(事務局) (会議資料に基づき、議案第1号を説明)

(野上会長) 今ほど事務局から、道路運送法の改正により、バス路線見直しの際の「運賃を決定する方法」が変わったとの説明がありました。  
本日ご出席の新潟運輸支局の佐塚（さつか）委員代理から、ご説明をお願いいたします。

(佐塚委員代理) 新潟運輸支局の佐塚と申します。本日は委員である山田の代理として参加をさせていただいておりますので、私から説明をさせていただきたいと思っております。

今ほどお話のあった件について、お配りしてある当日配布資料 1「乗合バス運賃等の協議について（コミュニティバス・デマンドタクシー等）」をご確認ください。今年の10月1日に道路運送法施行規則が改正されました。これまでは運賃等について、地域公共交通会議で協議を得ることとなっており、上越市の場合は地域公共交通会議が活性化再生法によるこの協議会という形になりますが、その協議を得る方法について改正が行われました。資料に記載のとおり、運行内容についてはこれまでどおり協議会で協議する事が可能ですが、運賃については、別途、協議の場を設けなければならないとなっております。今回改正された趣旨ですが、運賃を話し合う場に複数の事業者が集まり運賃を決定した場合、それが独占禁止法上のカルテルに当たる恐れがあるという指摘がありました。カルテルに当たらないよう、実際に運行を行う事業者のみが参加し協議する場を作るということで、今回の改正が行われました。そのため、運行内容については、これまでどおり協議会の場で協議が出来ますが、運賃については別途、運賃等協議会という形で協議会を構成しなければなりません。構成員としては自治体の担当者と実際に運行する運行事業者、運輸局、住民代表の方となり、これらの者で協議することとなります。複数の事業者が運行するような路線がある場合には、事業者ごとの開催が必要となります。

その他、この運賃等協議会開催にあたり、利用者等の意見を反映させ

る場として公聴会の開催やパブリックコメントの募集、市政広報誌への掲載、住民等に対するアンケート調査、関係する事業者、関係団体、事業者団体へのヒアリングの実施といったものを行わなければならないという形になっております。資料右下に①から⑤まで記載があり、①～③についてはいずれかを行っていただければ良いですが、④地域住民に対するアンケート調査を実施する場合、利用者の意見のみになってしまいますので、⑤関係する事業者や事業者団体へのヒアリングと合わせて実施していただく形となります。これら措置をしていただいた上で運賃等協議会を開催し運賃を決定するという流れとなります。これまでと違い会議体が二つに分かれ、運行部分と運賃部分をそれぞれ協議しなければならないため、若干やりにくくなる部分がありますが、万が一独占禁止法上のカルテルに該当してしまうと、運行開始後に運行が出来なくなってしまう可能性がありますので、そういった可能性を排除するため、どうかご理解いただきたいところでございます。資料の裏面については改正された法律や法令が書いてありますので、参考にご覧いただければと思います。

なお、協議する運賃については、定時定路線で協議運賃に該当するのは協議が必要なため、運賃等協議会を新たに立ち上げるという形になりますが、区域運行や軽微運賃にあたるものについては協議を得なくても設定が出来ますので、その場合は協議会を経なくても軽微運賃という形で運輸支局へ届出をすることは可能となっております。ただ、その場合でもどこかで運賃を決めなければならないと思いますので、例えば、自治体と運行事業者が複数いる場合、複数の事業者が入って話し合いをしてしまうと独占禁止法上のカルテルに該当する恐れがあるため、あくまで各事業者と個別に運賃交渉をしていただいた上で軽微運賃という形で届出をしていただくこととなります。

説明は以上となります。

(野上会長)            ありがとうございます。

今回ご説明いただいた内容に沿って、協議会において適切に対応して参ります。

それでは、今ほど説明のありました議案第1号について、ご意見、ご質問等がございましたら、挙手をお願いします。

(渡邊委員)           「3 今後のスケジュール」で、浦川原区と大島区の業者選定の方法が異なっておりますが、その理由について教えてください。

(野上会長)           今ほどの質問について、事務局いかがでしょうか。

(事務局) 浦川原区については事業者が行う運行であり、事業者選定にあたっては、運行内容の基本仕様を踏まえた提案をいただき、内容を評価した上で運行事業者を決めるプロポーザル方式となっております。大島区は市営バスのため市からの業務委託であり、運行内容に関する仕様を予め決定した上で、競争入札により事業者を決定することとしており、方法が異なっております。

(野上会長) 他にはいかがでしょうか。  
特に無いようですので、議案第1号については、原案のとおり承認することよろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議無いものと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第2号「令和6年4月に行うバス路線の再編について」事務局から説明をお願いします。

(事務局) (会議資料に基づき、議案第2号を説明)

(野上会長) それでは、今ほど説明のありました議案第2号について、ご意見、ご質問等がございましたら、挙手をお願いします。

(発言なし)

特に無いようですので、議案第2号については、原案のとおり承認することよろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議無いものと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

(野上会長) 続きまして、議案第3号「令和5年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について」事務局から説明をお願いします。

(事務局) (会議資料に基づき、議案第3号を説明)

(野上会長) それでは、今ほど説明のありました議案第3号について、ご意見、ご質

問等がございましたら、挙手をお願いします。

(発言なし)

特に無いようですので、議案第3号については、原案のとおり承認することよろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議無いものと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり承認されました。

#### 4 報告事項

(野上会長)

次第の「4 報告事項」に移ります。

報告第1号「令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）の路線バス等の利用状況について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(会議資料に基づき、報告第1号を説明)

(野上会長)

それでは、今ほど説明のありました報告第1号について、ご意見、ご質問等がございましたら、挙手をお願いします。

(発言なし)

続きまして、報告第2号「協議会予算の流用について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(会議資料に基づき、報告第2号を説明)

(野上会長)

それでは、今ほど説明のありました報告第2号について、ご意見、ご質問等がございましたら、挙手をお願いします。

(発言なし)

以上をもちまして、予定していた議題の審議を終了いたします。

ここで、冒頭申し上げました「令和6年3月のダイヤ改正」について、各鉄道事業者の皆様からご報告いただきたいと思います。

初めに、東日本旅客鉄道株式会社の吉田委員代理お願いいたします。

(吉田委員代理)

JR 東日本新潟支社委員代理の吉田です。

弊社における2024年3月のダイヤ改正につきましてご説明をさせていただきます。資料につきましては12月15日に新潟支社からリリースしたプレス資料に基づき説明をさせていただきます。最初に、本資料に載っております時刻について、最終的な列車時刻表は2024年2月24日（土）発売予定のJR時刻表3月号にてお知らせをさせていただきますので、ご承知おきください。

それでは資料に沿ってご説明いたします。1点目として北陸新幹線の金沢～敦賀間の開業についてです。東京～敦賀間を運転するはくたかは5往復設定され、上越妙高発、敦賀着の時刻表は資料に記載をさせていただきますので、ご確認いただければと思います。また、上越新幹線は増発という事で、利用状況が好調な列車を定期列車として増発することとしております。

続いて、上越新幹線の最終列車の時刻の繰り上げについて、こちらは大規模な地震に備えた強化対策や、設備の計画的な老朽化対策工事を着実に実施するため、最終列車の時刻を繰り上げるというものです。

続いて、3ページ目の在来線時刻の見直しによる接続の改善についてです。見直す路線は新潟方面の白新線や越後線、弥彦線が見直しとなります。

続いて、日中時間帯の直通運転につきまして、白新線、越後線の直通運転を行い利便性を向上するもので、現在は新潟駅で乗り換えが必要となっておりますが、それを直通運転するというものになります。

続いて輸送体系の見直しについてです。越後線の日中時間帯の新潟～内野間の各駅の発車時刻を等間隔とし、分かりやすい時刻とさせていただくもので、左側が改正前、右側が改正後となります。続いて、白新線の豊栄～新発田駅間を延長運転し利便性を向上します。また、ご利用状況に合わせた一部列車の運転を取りやめますということで、改正前、改正後それぞれ記載してありますので、ご確認いただければと思います。

最後に、新津駅で磐越西線、信越本線の直通運転を見直しご利用状況に合わせた車両数にしますという事で、利用状況を精査し状況に合わせた車両数にするというもので、改正前、改正後の車両数を記載しております。続いて、一部区間でワンマン列車の利用方法が変更となります。弥彦線及び磐越西線のワンマン列車で無人駅を含む各駅で全てのドアから乗降可能とし、混雑時にもより利用しやすくなります。これまでは一番前の車両より降車いただくよう案内をさせていただいておりますが、改正により弥彦線、磐越西線は無人駅を含む全ての駅で全てのドアから乗降いただける形となります。

その他として、磐越西線の津川～野沢間の一部列車と、只見線の小出～只見間の全ての列車について、ワンマン運転に変更となります。

今回のダイヤ改正に伴い、各線区でのりばの変更や列車の時刻の見直しとなりますので、乗車される際は時刻表や駅の電光掲示板を改めてご

確認いただきますようお願いいたします。なお、冒頭でお伝えをさせていただきましては12月15日（金）現在の時刻で記載をしております。最終的な列車時刻につきましては、2024年2月24日（土）発売予定のJR時刻表3月号にて詳細をご確認いただきますようお願いいたします。

今後とも、どうぞよろしくをお願いいたします。

（野上会長）

ありがとうございました。

次に、北越急行株式会社の桑原委員をお願いいたします。

（桑原委員）

北越急行の桑原と申します。

ほくほく線においても、JR グループやえちごトキめき鉄道と同時にダイヤ改正を行いますが、資料は特にございませぬ。ほくほく線では今年の春に大きなダイヤ改正を実施しており、全列車の各駅停車化や列車の統廃合、平日ダイヤ、土休日ダイヤの設定、列車の運行速度の変更など、こういった改正を実施いたしました。そのため、次回のダイヤ改正は、基本的には大きなダイヤの変更はございません。お客様の利便性向上のために一部列車の時刻を変更し接続を改善することや、えちごトキめき鉄道との接続の改善、十日町駅のホームの混雑緩和、上越線や信越線との乗継時間の拡大など、こういった改正を考えており、大きな改正は予定しておりませぬ。基本的には今のダイヤを継続していきたいと考えております。

なお、参考となりますが、今年3月のダイヤ改正で列車の運行速度を110キロから95キロに引き下げました。それにより電気の使用量が前年度同時期に比べると約28%程度削減という結果が出ております。電気の使用量がそれだけかからなくなったという結果が出ておりますので、こちらは引き続き継続していきたいと思っております。

今後とも、どうぞよろしくをお願いいたします。

（野上会長）

ありがとうございました。

次に、えちごトキめき鉄道株式会社の藤山委員をお願いいたします。

（藤山委員）

えちごトキめき鉄道の藤山と申します。

主なダイヤ変更点は2点ですが、その前に、12月22日（金）に直江津駅構内の架線が一部切断等が発生したこと等の様々なトラブルにより、全面運休という形になりましたことを、この場を借りて深くお詫び申し上げます。22日（金）の夜10時頃に復旧が終わり、除雪等も完了したため翌日以降は通常どおりの運行となっております。今後、こういう事が無いよう事前点検も含めて対処して参りたいと思っております。

では、改正点についてご説明します。1点目は、妙高はねうまライン



で土曜日と休日に運転をしておりました臨時列車の停車駅に北新井駅を追加するというものです。快速と称していながら北新井駅だけ停車しておらず、これを快速と称するのかという議論が社内的にあったことから、北新井駅にも停車するようにしようというものです。

メインは次の改正内容になりますが、新幹線の時刻が微妙に変わる部分があり、それと合わせて標準的な乗り継ぎ時分として大体 8 分は必要だと一般的に言われているため、それを確保するため一部列車の運転時刻を変更するものです。なお、今回は日本海ひすいラインは特に変更は考えていないところです。詳細は配布した資料をご覧くださいと思います。また、妙高はねうまラインは単線のため、すれ違いの時間を確保する事も必要なため、若干の時刻の変更を予定しております。

今回の変更点は以上となりますが、先ほどもお話しがありましたとおり、最終的な時刻は 2024 年 2 月 24 日（土）発売予定の JR 時刻表 3 月号にて詳細をご確認いただければと思います。

なお、資料 P1 の一番下の※印に記載がありますが、新幹線の特急券等はえちごトキめき鉄道の駅でも買えるという事をきちんと周知するよう指示があり、そういった記載を加えております。有人駅で特急券等が買えますので、事前購入をしていただければ乗継がスムーズになるということをご場を借りまして周知をさせていただきました。

説明は以上となります。

(野上会長)      ありがとうございました。

今後も、利用者の利便性が確保されるよう、各社のご協力をお願いいたします。

この他に、委員の皆様から、何かご発言等ありますでしょうか。

(発言なし)

(野上会長)      本日も「意見シート」をお配りしておりますので、議案の内容等で何かお気付きの点がございましたら、「意見シート」などを活用いただき、事務局へご連絡くださいますよう、お願いいたします。

それでは、全ての審議が終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。慎重審議にご協力いただき、ありがとうございました。

## 5 その他

(事務局)      ありがとうございました。

続きまして、次第の「5 その他」に移ります。事務局から 1 点ご連絡があります。次回の協議会は、2 月の後半に開催をさせていただきたいと考えております。会場等、詳細を記載しました開催案内は後日送付

をさせていただきますので、皆様ご予約くださいますようお願いいたします。

6 閉会

(事務局)

(閉会のあいさつ)

以上